

# 建築基準法第43条第1項の規定による許可にかかる事前協議制度実施要綱

平成12年6月30日

## (趣旨)

第1 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第43条第1項の規定による許可の事務のうち、大阪府建築都市部建築指導課所管に係る事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため事前協議制度を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 許可申請 建築をしようとする者が、法第43条第1項の規定による許可の申請をすることをいう。
- 二 事前協議 許可申請に先だつてあらかじめ当該計画の概要について知事及び市町村長と協議することをいう。
- 三 法第42条道路 法第42条で定義される道路をいう。
- 四 法第43条空地 建築物の敷地から法第42条道路に至るまで(経路が複数ある場合はそのすべて)の空地をいう。

## (事前協議の手続き)

第3 事前協議をしようとする者は、別記第1号様式に定める事前協議書に必要な事項を記入して行うものとする。

- 2 事前協議は、知事に先だつて市町村長が行うものとする。
- 3 事前協議書には、次に掲げるものを添付しなければならない。
  - 一 建築物の敷地及び計画に関するもの

図書の種類	明示すべき事項
敷地求積図又は地積測量図	
登記簿謄本	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請にかかる建築物と他の建築物との別、敷地に接する道等の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況、排水計画、擁壁の位置、土地の高低
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場、機械設備等の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
二面以上の断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出

## 二 法第43条空地に関するもの

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、縮尺 敷地を「赤色」、敷地周辺の法第42条道路を「茶色」 で着色 法第43条空地を着色 凡例：私有の道「緑色」 里道水路敷を含む道「青色」 公共の管理の道、空地等「黄色」
現況図	縮尺、方位、敷地を「赤色」で着色、幅員（断面） 敷地内の建築の位置（用途、撤去若しくは存置の区 分を記入） 法第43条空地に面する建築物の出入り口の位置
現況写真及び撮影位置（地 点、方位）図	
公図の写し	転写年月日、作成者氏名を記入

## 三 その他知事が必要であると認める図書

（事前協議の有効期間）

- 第4 事前協議の指導内容の有効期間は、知事が返却した日から起算して6ヵ月とする。  
2 有効期間を経過したときは、その効力を失う。ただし、有効期間の経過前に建築をし  
ようとする者から許可申請が出来ない旨の申し出があり、知事がやむを得ないと認めた  
ときは、この限りではない。

（許可申請）

- 第5 許可申請をしようとする者は、事前協議書（指導内容及び添付図書を含む。）を許可  
申請書の正本に、写しを副本に添付しなければならない。

（その他）

- 第6 この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

（法第42条道路調査への準用）

- 第7 別記第1号様式は、法第42条道路の調査について準用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月3日から施行する。